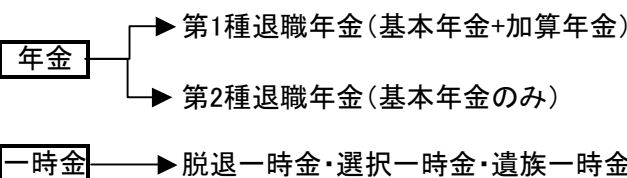


基金の年金・一時金のあらし

●基金の年金・一時金

基金からは、加入員期間に応じて、次の年金・一時金が受けられます。



<別表> 基本年金の支給開始年齢

国の老齢厚生年金の支給開始年齢が上げられるのに伴い、基金でも下表の生年月日に該当する方は基金の基本年金を受け始める年齢が上げられます。

生年月日		支給開始年齢	乗 率	
男性	女性		加入員期間が平成15年3月以前	加入員期間が平成15年3月以後
昭和28.4.2～昭和30.4.1	昭和33.4.2～昭和35.4.1	61歳	7.225/1000	5.558/1000
昭和30.4.2～昭和32.4.1	昭和35.4.2～昭和37.4.1	62歳		
昭和32.4.2～昭和34.4.1	昭和37.4.2～昭和39.4.1	63歳		
昭和34.4.2～昭和36.4.1	昭和39.4.2～昭和41.4.1	64歳		
昭和36.4.2以後	昭和41.4.2以後	65歳		

【基本部分】 加入員期間が1ヵ月以上あれば基本年金として終身受けられます

加入員期間 ※1	種類	支給開始時期
----------	----	--------

1ヵ月以上	基本年金	①65歳になったとき(生年月日に応じて60～64歳) 別表参照 ②国の老齢厚生年金が受けられるようになったとき
-------	------	--

給 付 内 容	
平成15年3月以前の加入員期間	平成15年4月以後の加入員期間

$\text{基金加入員期間中の平均標準給与月額} \times 2 \times \text{生年月日に応じ表(1)の①(または別表)の率} \times \text{加入月数}$	$\text{基金加入員期間中の平均標準給与月額} \times 3 \times \text{生年月日に応じ表(1)の②(または別表)の率} \times \text{加入月数}$
---	---

※1 加入員期間とは、基金に加入したときから退職するか、加入(在職)していれば70歳に達するまでの期間をいいます。
 ※2 平均標準給与額とは、基金加入期間中の給料(報酬標準給与月額)の総額を基金加入月数で割った額です。
 ※3 平均標準給与額とは、基金加入期間中の給料(報酬標準給与月額)、およびボーナス(賞与標準給与月額)の総額を基金加入月数で割った額です。
 (注)60歳以上で在職中は、70歳になるか退職するまで、年金額や給料に応じて調整された年金を受けます(在職老齢年金)。

【加算部分】 加入員期間に応じて年金・一時金が受けられます

加入員期間 ※1	種類	支給開始時期
----------	----	--------

15年以上	加算年金 (保証期間15年) ※2	①60歳以上で退職したとき ②60歳未満で退職した人が、60歳になったとき ③在職中、65歳に到達したとき
	選択一時金 ※4	①退職時に、加算年金にかえ一時金を希望したとき ②加算年金を受けられる人が、退職して60歳になる前に、加算年金にかえ一時金を希望したとき ③年金を受けている人が、うけはじめて15年未満で加算年金にかえ一時金を希望したとき

給 付 内 容	
---------	--

$\text{平均報酬標準給与月額} \times \text{加入員期間に応じ表(2)の率} \times \text{退職時の年齢に応じ表(3)の率} \times 3$
$\text{加算年金額} \times \text{退職時の年齢に応じ表(4)の率}$
$\text{受給中の加算年金額} \times \text{残余保証期間に応じ表(5)の率}$

3年以上 15年未満	脱退一時金	①退職したとき (注)脱退一時金は本人の希望により、「企業年金連合会」などに移すことができる
---------------	-------	---

$\text{平均報酬標準給与月額} \times \text{加入員期間に応じ表(6)の率}$
--

3年以上	遺族一時金	①基金加入中に亡くなったとき
		②退職して、加算年金を受け始める前に亡くなったとき
		③加算年金を受けはじめて15年未満で亡くなったとき

$\text{平均報酬標準給与月額} \times \text{加入員期間に応じ表(6)の率}$
$\text{加算年金額} \times \text{死亡時の年齢に応じ表(4)の率}$
$\text{受給中の加算年金額} \times \text{残存保証期間に応じ表(5)の率}$

※1 加入員期間とは、基金に加入したときから退職するか、加入していれば70歳に達するまでの期間をいいます。
 ※2 15年未満で死亡したときは、15年の残存保証期間に応じて遺族一時金が支給されます。
 ※3 平均報酬標準給与額とは、基金加入期間中の給料(報酬標準給与月額)、の総額を基金加入月数で割った額です。
 ※4 選択一時金は、加算年金を4分の4・3・2・1の割合で受け、残りを年金として受け取ることができます。

●在職中に国の「老齢厚生年金」を受け始めた場合は、基金の**年金裁定請求書を送付**しますので、基金事務局までご連絡ください。(60歳代前半の年金請求の場合、必ず国の年金証書(写)を添付してください。)

●在職年金は、年金額と給与額等によって年金の支給が停止されます。この**停止額**は、国からの情報提供により計算しますので、**裁定処理後でない**と確定しませんので、ご了承ください。

●上記の**情報提供は、依頼して2～3ヵ月の期間を要しますが、受給権取得時まで遡り調整**します。